

# 更別村農業委員会議事録

令和6年 第1回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年1月17日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年1月17日（13時30分開会、14時00分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席10名、欠席 2名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	欠席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	欠席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

2番 本多委員                      3番 早坂委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局      事務局長 川上 祐明                      農地係長 前田 貴広  
村産業課                      産業課長補佐 片山 利幸

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

議案第1号 職権による地目変更登記の通知について

議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製  
について（変更）

議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第5号 更別村農地移動適正化あっせん基準の改正について

(7) その他

① 令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会について

② 令和5年度南十勝農業委員等研修会について

③ 令和6年第2回農業委員会定例総会について

2. 開 会

**【事務局長】** 皆様明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。本日ですが、家常委員と瀬田川委員が欠席ということで、その他の皆さんはお揃いですので、ただ今から令和6年第1回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は10名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

**【会 長】** 改めまして、新年あけましておめでとうございます。今年もどうか、皆さん一緒になりながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日ですが、報告事項4件、議案5件となっております。慎重審議のほどお願申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

**【議 長】** それでは議事録署名委員ですけども、順番ですので、2番 本多委員、3番 早坂委員、それぞれよろしくお願致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。12月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、通常加入への変更申出書については、2件とも今までは政策支援加入ということで、本人負担が1万円、国の補助が1万円、計2万円固定の保険料を積み立てている状況でしたが、国の補助を受けない通常加入の場合、保険料の額を月額6万7千円まで積み立てることが出来るため、通常加入へ変更したものです。

任意脱退申出書については、農業者年金の加入及び脱退は本人の希望で出来るため、本人の申し出により脱退したものです。なお、今まで積み立てた保険料についてですが、現在の農業者年金制度では脱退一時金というものが無く、支払った保険料とその運用益に応じて将来年金が支給されることになっています。

続いて給付関係です。内容は議案のとおりで、経営移譲年金支給停止事由該当届については、本人の経営移譲の際に後継者へ処分した農地について、昨年の後継者の離農の際に引き続き農地としての処分が出来なかった部分があり、旧制度の経営移譲年金の加算額部分、年額約7万円が支給停止となるものです。

老齢年金裁定請求書については、65歳到達によるものです。

農業を営む者でなくなったことの届については、後継者への経営継承によるものです。奥さん名義の手続きについては、過去に政策支援加入ということで、国の補助を受けたことがある方の場合、手続きが必要なため行っているものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次、報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明致します。  
農地法第5条の規定により許可した農地転用につきまして、工事進捗状況報告書が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7.工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されておりますが、着工予定が今年6月となっており、進捗はありません。2頁は地積測量図になります。

現時点での進捗はないため、現地確認は省略しております。

【議長】 ただ説明がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明をお願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。  
農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料3頁に完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた本多委員より報告をお願い致します。

【本多委員】 12月14日に、前回の定例の時にも言ったのですが、12月14日に現地確認の方してきまして、工事が早めに終わり、使用されていまして。牛舎、牛舎周りのエプロン等、的確に図面通り工事なされておりました。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告をお願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

12月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借4件のあっせんが成立しております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

【議 長】 それではただ今説明がありましたが、あっせん委員長を務められました田中委員より報告をお願い致します。

【田中委員】 12月19日にあっせん委員会を、私と早坂委員、日光委員、藤澤委員で行いまして、番号1番から4番まで全て書類あっせんということで、特に問題なく無事に成立いたしました。内容は記載のとおりです。

【議 長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして、ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは議案に入ります。議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。  
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。4頁に図面を付けております。  
なお、こちらについては、後ほど議案第4号で出てきます。

現地確認につきましては、担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは、現地確認いただいた細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 12月12日に現地に赴きまして、航空写真とも照らし合わせて、地続きの畑、登記された土地と一体のものとして利用されていることを確認いたしました。

【議長】 只今報告がありましたが、この件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。  
(質疑等無)

【議長】 それでは、この件について、職権による地目変更登記を通知してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは、通知するものと致します。

(6) 議案第2号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について(変更)

【議長】 次、議案第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について(変更)について説明お願い致します。

【事務局】 議案第2号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について(変更)について説明致します。  
先月の定例総会にて決定した、あっせん譲受等候補者名簿について、内

容を変更してよろしいか、審議願うものです。

変更する内容は議案のとおりです。

今年から経営主が変更となることによるものです。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で変更してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは変更するものと致します。

(7) 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 それでは、次に進みます。議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 7 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 1 件目で報告したものです。

賃貸借の 2 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 2 件目で報告したものです。

賃貸借の 3 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 3 件目で報告したものです。

賃貸借の 4 件目、内容は議案のとおりで、報告第 4 号の 4 件目で報告したものです。

ここからは利用権移転ということで、議案第 2 号でも審議いただいたと

おり、今年から経営主が変わるため、前経営主の賃借地の権利を、新たな経営主に移転するものです。

利用権移転の1件目、内容は議案のとおりです。

利用権移転の2件目、内容は議案のとおりです。

利用権移転の3件目、内容は議案のとおりです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、いつもどおり一件ずついきたいと思いますので、まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて賃貸借4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて利用権移転1件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて利用権移転2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
(「ありません」の声)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。  
続いて利用権移転3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。  
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(8) 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。  
賃貸借2件、売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1 件目、内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。資料 5 頁に申出地の図面を付けております。

2 件目、内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。資料 6 頁から 9 頁に申出地の図面を付けております。

3 件目、内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。資料 10 頁に申出地の図面を付けております。

この件については、平成 18 年に売買された農地に隣接しており、地目は用悪水路となっていました。現況は畑となっており、本来は当時の売買に含めるべきでしたが、あっせんから漏れていたため、今回改めてあっせんするもので、当事者それぞれからすでに委任状をいただいております。

なお、1 件目と 2 件目は、どちらも従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 2 件、売買 1 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、賃貸借はどちらも従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。  
あっせん委員ですが、担当を考えまして、高橋委員、本多委員、井上委員、細川委員。全 3 件同じ委員でやりたいので、よろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それではよろしくお願い致します。

(9) 議案第 5 号 更別村農地移動適正化あっせん基準の改正について

【議 長】 次、議案第 5 号、更別村農地移動適正化あっせん基準の改正について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、更別村農地移動適正化あっせん基準の改正について説明致します。

1 の改正理由に記載のとおり、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領及び北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部が昨年それぞれ改正されたことから、本村の農地移動適正化あっせん基準についても改正しようとするものですので、ご審議願います。

なお、本定例会で決定いただけた場合、北海道知事に対してあっせん基準の認定申請を行い、認定後正式に新基準が定められる運びとなります。

2 に改正内容の要旨を記載しております。また、次のページから改正後のあっせん基準（案）を掲載しておりますが、改正前と改正後の対比による説明が分かり易いと思しますので、議案資料の 11 頁をご覧ください。

あっせん基準の新旧対照表になります。左側が改正後、右側が現行で、改正部分は下線部分です。

第 2 の農用地等の権利を取得させるべき者の要件について、右側の現行の「次に掲げる者」を、その下の (2) の内容とし、(2) から次の頁の (3) までを削除しています。

農地等の権利を取得させるべき者は、農業を営む者と基本的に取り扱いするというものです。

第 3 の (1) の下線部分は、文言整理です。

第 4 の農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位について、認定農業者又は認定就農者を優先するとし、(2) 及び (3) を削除しています。

第 6 の農業農村整備事業等との関連は、今まで項目がなかったため、新たに規定しています。

第 7 の地域計画との関連は、法改正により令和 6 年度末に村が策定を予定している、地域農業の将来の在り方の計画である地域計画との関連を新たに規定しています。

右側、現行の第 6 が繰り下がって第 8 としています。

最後の附則ですが、年月日を置き換えています。改正後の施行日が空欄ですが、北海道知事の認定後に施行日が決まることとなります。

基準面積及び目標面積ですが、現行の面積は平成 29 年時点の経営面積で算出していましたが、今回の改正に併せて見直す必要があったため、昨年時点の経営面積で算出しています。農家戸数の減少に伴う経営面積の増加により、それぞれ増加していますが、あっせんの際の要件である、権利取得後の経営面積が基準面積を超えるという部分については、新しい基準面積でもクリアできると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました。この件につきまして何かご意見ご質問等ありますか？

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で進めることとしてよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それではこの内容で進めることと致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

## 6. その他の協議状況

### (1) 令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会について

【議長】 それではその他に移ります。1番目、令和5年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会について、説明お願い致します。

※2月2日の研修会について説明。

### (2) 令和5年度南十勝農業委員等研修会について

【議長】 続いて、2番目、令和5年度南十勝農業委員等研修会について、説明お願い致します。

※2月7日～8日の研修会について、事務局より説明。

### (3) 令和6年 第2回農業委員会定例総会について

※第2回定例総会は、2月13日（火）13時30分に決定する。

## 7. 閉会挨拶

【会長】 これで第1回の定例総会を終わりたいと思います。大変慎重審議ありがとうございました。